

第 4 期 男女共同参画のための藤井寺市行動計画
～スクラムチャレンジプラン～

令和 6 年度実績報告書

藤井寺市人権行政推進本部

はじめに

本市では、平成 13（2001）年に、「男女共同参画のための藤井寺市行動計画（ふじいでら女性プラン）」を策定しました。平成 23（2011）年には藤井寺市男女共同参画推進条例を施行し、また、平成 28（2016）年には、「第 3 期 男女共同参画のための藤井寺市行動計画～スクラムチャレンジプラン～」を策定しました。

この 20 年の間に、男女共同参画にまつわる制度や法の整備はされてきたものの、依然としてジェンダーや固定的な性別役割分担意識は根強く残っており、また、DV やセクシュアル・ハラスメント等の人権に関わる問題は深刻化し、男女共同参画社会の実現にはまだまだ多くの課題が残されています。

そこで、これまでの本市における男女共同参画の取組の成果や課題を踏まえ、令和 3（2021）年 3 月に「第 4 期男女共同参画のための藤井寺市行動計画～スクラムチャレンジプラン～」（以下「第 4 期計画」という。）を策定しました。第 4 期計画は、3 つの基本目標と 9 の重点項目及び 30 の施策の方向を定め、令和 7（2025）年を目標年次として、性別にとらわれず、自分らしさを大切にしながらいきいきと暮らしていける男女共同参画社会の実現を目指し、全庁的に取り組んでいくものです。また、第 4 期計画の一部を、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定される「市町村推進計画」及び 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定される「市町村基本計画」として位置付けています。

本実績報告書は、令和 6 年度において実施された男女共同参画施策の取組をまとめたものです。今後も、男女共同参画社会の実現に向け、積極的かつ着実な施策の推進をよろしくお願いいたします。

なお第 4 期計画では、令和 7 年度までに「審議会等における女性委員の参画率 35.0%」を目標に掲げています。関係部課におきましては、目標値の達成に向け、ご理解とご協力をお願いいたします。

目 次

1. 行動計画施策体系図	1
2. 基本目標における施策実施状況	
基本目標Ⅰ 男女共同参画に対する正しい理解の促進	
重点項目 1 あらゆる分野における性別役割分担意識の変革	2
重点項目 2 男女共同参画を浸透させる教育・生涯学習の充実	4
基本目標Ⅱ 男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の確保	
重点項目 1 意思決定過程における男女共同参画の推進	6
重点項目 2 働く場での男女共同参画の推進【女性活躍推進計画】	9
重点項目 3 ワーク・ライフ・バランスの推進【女性活躍推進計画】	12
重点項目 4 藤井寺市の男女共同参画の職場づくり	17

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる環境の整備

重点項目 1 性の尊重と健康への支援 22

重点項目 2 防災における男女共同参画の推進 25

重点項目 3 あらゆる暴力の根絶【DV 防止基本計画】 27

3. 計画推進の指標の進捗状況 32

資料 33

1. 行動計画施策体系図

	基本目標	重点項目	施策の方向
I	男女共同参画に対する正しい理解の促進	1 あらゆる分野における性別役割分担意識の変革	① 多様な媒体による男女共同参画推進のための広報・啓発活動の充実
			② 男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの育成
			③ 男女共同参画ルームの充実
		2 男女共同参画を浸透させる教育・学習の充実	① 男女共同参画の視点に立った保育・教育の推進
			② 性別にとらわれず多様な選択を可能にする学習機会の確保
			③ 生涯を通じた男女共同参画に関する学習の充実
II	男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の確保	1 意思決定過程における男女共同参画の推進	① 審議会等への女性の参画促進（参画率35.0%以上を目標）
			② 地域活動における男女共同参画の推進
			③ 男女共同参画の視点を持つ人材の養成と支援
			④ 男女共同参画の視点で活躍する団体への支援
		2 働く場での男女共同参画の推進【女性活躍推進計画】	① 事業所への啓発
			② あらゆるハラスメント防止対策の推進
			③ 女性の就労や起業に関する支援
		3 ワーク・ライフ・バランスの推進【女性活躍推進計画】	① ワーク・ライフ・バランスの啓発
			② 男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の推進
			③ 男女共同参画の視点に立った高齢者介護施策の推進
			④ 育児・介護等への男性の参画促進
		4 藤井寺市の男女共同参画の職場づくり	① 職員の男女共同参画意識の高揚
			② 庁内推進体制の充実
			③ 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進
III	誰もが安心して暮らせる環境の整備	1 性の尊重と健康への支援	① 妊娠・出産等のライフステージに応じた心身の健康支援
			② 喫煙・飲酒などによる健康被害の予防に関する啓発
			③ 性に関する情報提供と教育の推進
		2 防災における男女共同参画の推進	① 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立
			② 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災力の向上
		3 あらゆる暴力の根絶【DV防止基本計画】	① DVなどあらゆる暴力を許さない意識の啓発
			② 加害者も被害者も生まないための取組の検討
			③ 相談窓口の充実・周知および相談体制の強化
			④ 被害者の保護と自立支援
			⑤ 庁内関係課や関係機関とのネットワークの強化

基本目標Ⅰ 男女共同参画に対する正しい理解の促進				
重点項目1 あらゆる分野における性別役割分担意識の変革				
施策の方向① 多様な媒体による男女共同参画推進のための広報・啓発活動の充実				
事業名・取組名	担当課	事業内容・取組内容	決算（円）	事業の総評
広報紙による啓発	協働人権課	6月の男女共同参画週間に合わせて、市広報紙6月号にて男女共同参画特集記事を掲載した。	-	全戸配布される広報紙に特集記事を掲載することで、広く市民に周知することができた。
ホームページによる啓発	協働人権課	市のホームページにて「男女共同参画」のカテゴリーを設け、イベント情報や啓発資料、男女共同参画の推進施策に関する情報を発信した。	-	定期的に情報誌やイベントなどを発信した事で啓発につながった。
啓発リーフレットの作成・配布	協働人権課	男女共同参画情報誌「まい・ゆあ・せるふvol.13」を作成し、市ホームページへの掲載、市役所ロビーへの配架等を行い、市の男女共同参画施策の取組を周知した。	-	取組状況を発信し周知することができた。
啓発動画の配信	協働人権課	男女共同参画に関連したテーマ（DV、アンコンシャス・バイアス）について、藤井寺市公式YouTubeチャンネルにて動画配信を行った。	-	継続配信しており通年視聴可能な状況にしている。
男女共同参画に関する本の購入・収集	図書館	働く親の育児・介護の本、資格や進路など職業選択に関する本、ジェンダー問題に関する本、ハラスメントの防止対策など、男女共同参画に関する本を収集し、提供した。それ以外にも子ども向きの啓発本、性教育についての本を用意した。また、図書館ホームページにテーマ検索として「人権に関する本」を設け、ハラスメント、DV、女子差別撤廃条約についての本などを容易に調べられるようにした。	他の図書と区別なく購入している為、不詳	多様な資料を収集、提供することができた。

施策の方向② 男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの育成				
広報紙の点検	魅力発信課	毎月発行している「広報ふじいでら」の中で、男女の固定的役割分担へと結びつくような内容の文面やイラストを使用しないよう、その表記方法も含めて編集の段階で点検した。また、男女共同参画の実現のため、広報編集委員11名のうち女性6名を選し、多様な視点も取り入れた広報紙づくりを目指した。	-	多様な視点を取り入れた広報紙作成に努めることができた。
表現ガイドラインの活用	協働人権課	市の情報発信において、職員が男女共同参画の視点を持つように、「職員のための男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を庁内ネットワークに登録し活用を促した。	-	庁内ネットワークに登録し活用の促進を継続して行っている。
施策の方向③ 男女共同参画ルームの充実				
男女共同参画に関する図書や資料の収集・提供	協働人権課	男女共同参画に関する図書の貸出を実施するとともに、新たに11冊の図書を購入した。また、国や地方自治体の発行資料を収集し、男女共同参画ルームにて随時配架して提供した。	14,899	貸し出し数は11冊であった。

重点項目2 男女共同参画を浸透させる教育・学習の充実				
施策の方向① 男女共同参画の視点に立った保育・教育の推進				
事業名・取組名	担当課	事業内容・取組内容	決算（円）	事業の総評
男女平等教育の指導	学校教育課	年度当初の校長研修会において、重点教育課題「人権教育・道徳教育の推進」の項目で、子どもが自らの良さを認識し、自他の生命の尊さに気付くとともに、個性や考えを認め合い、高め合える集団をめざし、発達段階に応じて、学校教育活動全体を通じて計画的に豊かな心や、人権意識を育む教育を進めるよう指導した。	-	毎年度当初の校長研修会で指導し、市内全小中学校での教育活動につなぐことができた。
学校園における男女平等教育の推進	学校教育課	すべての教育活動において男女の人権を尊重し、児童、生徒の発達段階に応じた共生教育の充実を図るよう各学校園に指導した。また、人権教育の中で、「無意識による思い込みや偏見」について学習する機会を設けた。	-	児童生徒の発達段階に応じた男女共生教育の推進を図った。
男女混合名簿の実施	学校教育課	市内7小学校、3中学校のすべての小中学校で実施した。	-	市内小中学校で男女混合名簿を作成した。
制服・体操服の点検	学校教育課	制服…市内全中学校において、男子、女子ともに制服で、令和3年度までは、第三中学校のみブレザータイプの制服であり、スカート及びスラックスの着用を選択制としてきた。令和4年度新入生から藤井寺中学校、令和5年度新入生から道明寺中学校で、ブレザータイプの制服に変更し、スカート及びスラックスの着用を選択できるようにした。 体操服…小・中学校では、男女とも同色の上下体操服を適用した。	-	令和7年度より市内全中学校、全学年で制服のスカート及びスラックスの着用を選択できる体制を整えることができた。
教科書の点検	学校教育課	中学校の家庭科、技術科では男女共修を実施した。	-	教科単元に応じて男女共修を実施できた。

男女平等の視点に立った教育・保育の推進	こども施設課	乳幼児が常に安心感をもって十分活動できるよう配慮し、心身ともに健全で調和のとれた豊かな人間性をもった子どもの育成をめざし保育を実践した。	-	保育活動の中で男女の区別をせず、多様性を尊重する実践を行った。
研修会の開催	学校教育課	会議や校内研修を通して、人権研修の一環として男女平等教育を含む教材集の活用等について学ぶ機会を設けた。	-	男女平等教育を含む教材集の活用等について研修会等で学ぶ機会を設けた。
施策の方向② 性別にとらわれず多様な選択を可能にする学習機会の確保				
男女共同参画推進講座	協働人権課	○ゴム動力で動く！ひこうきをつくって飛ばそう！ 子ども達が性別にとらわれず自分のしたい事を選択できるよう、理系で活躍する女子学生をサポーターに呼び、飛行機の仕組みを学んだ。 講師：大阪公立大学工業高等専門学校 教授 中谷 敬子氏 日時：9月21日(土) 13時30分～15時30分/参加者：23人	30,000	学童期に楽しみながら理系に触れ、女性先駆者とも関わる事で、性別にとらわれず多様な選択が出来ることの一助となった。
男女共同参画フォーラム	協働人権課	6月23日から29日までの男女共同参画週間にあわせて、市民を対象として、男女共同参画への理解を深めるための講演会を藤井寺市人権のまちづくり協会との共催により、以下のとおり実施した。 内容：講演：わたしたちの「痛み」の話をしよう～すべての女性のための人生講座～/講師：瀧波ユカリ氏（漫画家） 日時：6月16日(日) 14時～15時30分/参加人数：65人 /限定YouTube配信申し込み:221人	250,000	女性が日常に感じる痛みの気づき方や対処方法について学ぶ事ができた。
キャリア・進路指導の推進	学校教育課	小・中学校9年間を見通した進路指導の推進のため、小学校より、多様な価値観を認め合える教育及びキャリア教育を実施した。	-	多様な価値観を認め合える教育及びキャリア教育を実施した。

施策の方向③ 生涯を通じた男女共同参画に関する学習の充実				
親子クッキング	健康・医療 連携課	食事作りを通じて、食のバランスを身につけてもらうことを目的として開催した。 対象:小学生とその保護者／実施回数:5回／参加者:107人(内父3人)	197,242	食に関する意識が高まった。
幼児クッキング	健康・医療 連携課	幼児期からの調理体験を通して、食への関心を高めてもらうことを目的として開催した。 対象:4～6歳の就学前幼児とその保護者／実施回数:3回／参加者:53人(内父1人)	77,154	食に関する意識が高まった。
基本目標Ⅱ 男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の確保				
重点項目1 意思決定過程における男女共同参画の推進				
施策の方向① 審議会等への女性の参画促進（参画率35.0%以上を目標）				
事業名・取組名	担当課	事業内容・取組内容	決算（円）	事業の総評
審議会等への女性委員の参画促進	関係各課	目標達成に向け、平成25年4月1日に制定した「藤井寺市審議会等委員への女性登用促進要綱」に基づき、全庁的に女性委員登用促進を図った。 ・地方自治法第180条の5に基づく委員会（令和7年3月31日現在） 機関数6／委員数39人／女性委員数9人／女性比率23.1% ・地方自治法第202条の3に基づく委員会（令和7年3月31日現在） 機関数47 委員数391人／女性委員数120人／女性比率30.7% ・全体（令和7年3月31日現在） 委員数430人／女性委員数129人／女性比率30.0%	-	全体の女性登用率は前年度より上昇した。
	協働人権課	審議会等を所管している関係部課に対して、一人でも多い女性委員の登用に向けた取組依頼を通知した。	-	関係部署に女性登用促進にむけて、引き続き啓発していく。
施策の方向② 地域活動における男女共同参画の推進				
ホームページによる周知	協働人権課	市のホームページにて、地域活動における男女共同参画の推進に関する情報を提供した。	-	フォーラムや講座などの告知等を通じて情報を発信した。

施策の方向③ 男女共同参画の視点を持つ人材の養成と支援				
男女共同参画ルームの開設	協働人権課	市民総合会館本館3階に以下のとおり開設し、ワーキングルーム（グループ登録制）、フリースペース、情報コーナーを設け、男女共同参画を目指す活動の場として提供した。 ・フリースペース…時間：9時～17時(木・日曜日除く) ・ワーキングルーム…時間：9時～17時（木曜日除く）／登録団体：10団体（R7.4.1現在）	-	ワーキングルームの利用回数は15回であった。
男女共同参画推進講座	協働人権課	○パートナーとのコミュニケーションを考える～そのモヤモヤの正体は？～ パートナーとの間で起きるモヤモヤの原因や付き合い方を、ワークを通して学んだ 日時：令和7年1月15日(水) 10時～12時 講師：公認心理士 キャリアコンサルタント 乙倉 恵子氏/参加者7人	30,000	ワークを通じてパートナーとの具体的コミュニケーションの方法などが学べ、全ての参加者の満足度が高かった。
施策の方向④ 男女共同参画の視点で活躍する団体への支援				
連合婦人会活動への支援	生涯学習課	連合婦人会活動へ補助金を交付するなど支援を行った。 主な事業：編物・みそ作り教室の開催	70,564	教室事業を通して婦人会活動の充実に寄与した。
保健推進員活動への支援	健康・医療連携課	保健推進員（総人数13人）の以下の活動へ支援を行った。 1. 通年事業:乳幼児健診での補助業務、PRポスターをボードに掲示 2. 各種会議の開催:献血キャンペーンへの参加、各種事業（健康教育等）への動員	240,861	地域からの活動を行うことにより健康に関する意識が高まった。

自主研究グループみらいへの支援	協働人権課	自主研究グループみらい（平成13年度に企画した女性講座の修了生たちが集まって発足した、女性問題の自主研究グループ）と協働して男女共同参画推進講座を企画した。	-	男女共同参画推進における女性問題に関する講座を企画し、問題解決に向けて市民への寄与に携わった。協働することで、近年の女性問題や女性が抱える課題を踏まえた講座を企画することができた。
男女共同参画ルームの開設【再掲】Ⅱ-1-③	協働人権課	市民総合会館本館3階に以下のとおり開設し、ワーキングルーム（グループ登録制）、フリースペース、情報コーナーを設け、男女共同参画を目指す活動の場として提供した。 ・フリースペース…時間：9時～17時（木・日曜日除く） ・ワーキングルーム…時間：9時～17時（木曜日除く）／登録団体：10団体（R7.4.1現在）	-	ワーキングルームの利用回数は15回であった。

重点項目2 働く場での男女共同参画の推進 【女性活躍推進計画】				
施策の方向① 事業所への啓発				
事業名・取組名	担当課	事業内容・取組内容	決算（円）	事業の総評
事業主に対する各種情報の提供	商工労働課	男女雇用機会均等やワーク・ライフ・バランスの推進のため、パンフレット・ポスター等により事業主に対する関係法令等の周知・啓発を行った。	-	本事業により、関係法令等の周知・啓発につながった。
創業支援事業	商工労働課	関係機関と連携し、創業を希望する方に対する相談や、創業された方に対するフォローアップを通じて、地域における創業支援の充実を図った。	-	本事業により、創業支援の充実につながった。
施策の方向② あらゆるハラスメント防止対策の推進				
男女共同参画推進講座 【再掲】Ⅱ-1-③	協働人権課	○パートナーとのコミュニケーションを考える～そのモヤモヤの正体は？～ パートナーとの間で起きるモヤモヤの原因や付き合い方を、ワークを通して学んだ 日時：令和7年1月15日(水) 10時～12時 講師：公認心理士 キャリアコンサルタント 乙倉 恵子氏/参加者7人	30,000	ワークを通じてパートナーとの具体的コミュニケーションの方法などが学べ、全ての方の満足度が高かった。
施策の方向③ 女性の就労や起業に関する支援				
地域就労支援事業	商工労働課	雇用・就労を実現できない者や就労意欲が低い学卒無業者などに対して、一人ひとりの相談内容に応じた関係機関への紹介や資格講座を実施することで、就労阻害要因の克服や就労に関する意識意欲の向上を図り、地域の関係機関と連携し雇用・就労につなげた。	1,438,000	講座の開催、並びに就労相談を実施することで、雇用・就労につなげた。

母子・父子自立支援プログラム策定	こども育成課	母子父子自立支援プログラム策定員がひとり親家庭の親等の自立・就労支援のため、個々の家庭のケースに応じた自立支援プログラムを作成し、対象者の自立・就業に結びつけた。	-	ひとり親家庭等の自立、就業につながるよう、状況・ニーズ等に対応した母子・父子自立支援プログラムを策定した。
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	こども育成課	ひとり親家庭の母又は父が職業能力の開発のために雇用保険制度等の教育訓練給付の指定講座等を受講する場合、受講料の補助を行った。	119,928	ひとり親家庭等の自立につながるよう支援した。
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	こども育成課	ひとり親家庭の母又は父が経済的自立に効果的な資格（看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師。）を取得するため、養成機関で1年以上修業する場合、修業期間全期間（上限3年）において、月額100,000円（市民税非課税世帯）または月額70,500円（市民税課税世帯）を支給する。	7,598,000	ひとり親家庭等の自立につながるよう支援した。
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業	こども育成課	ひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格のために対象講座を受講する場合、受講料の一部を受講開始時給付金、受講終了時給付金として支給し、また、受講終了日から2年以内に高等学校卒業程度認定試験の全科目に合格した場合、合格時給付金を支給する。	-	ひとり親家庭等の自立につながるよう相談支援を行ったが、利用はなかった。
母子・父子自立支援員の配置	こども育成課	母子父子自立支援員を配置し、母子家庭・父子家庭及び寡婦の方に対する母子父子寡婦福祉資金の貸付や離婚前の相談も含め、あらゆる相談に応じ、自立に必要な情報提供も行った。	-	ひとり親家庭等の相談に乗り、自立に必要な制度や情報を提供するとともに、制度の利用を支援した。

母子生活支援施設事業	子育て支援課	さまざまな問題のために児童の養育が十分にできない場合に、児童と一緒に児童福祉施設へ入所することにより、自立を支援した。	3,505,435	母子の問題解決のための支援となった。
ひとり親家庭等無料法律相談事業	こども育成課	大阪弁護士会より派遣された弁護士による、ひとり親家庭等を対象とした無料法律相談を行い、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を行った。	396,000	離婚前相談を含む、ひとり親家庭等に対して、弁護士による無料法律相談を年間を通して開催した。
労働に関する情報の提供	協働人権課	ドーンセンターや大阪府が開催する女性のための就労支援等の講座情報のチラシを市役所の情報交流ひろばや男女共同参画ルームにて配架提供した。	-	チラシなどの情報を補充し随時更新している。

重点項目3 ワーク・ライフ・バランスの推進 【女性活躍推進計画】				
施策の方向① ワーク・ライフ・バランスの啓発				
事業名・取組名	担当課	事業内容・取組内容	決算（円）	事業の総評
ホームページによる啓発	協働人権課	啓発資料(男女共同参画情報誌まい・ゆあ・せるふVol.13)を市のホームページに掲載し、男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の推進に関する啓発を行った。	-	男性育児休暇に関するフォーラム内容を掲載し啓発を行った。
職員啓発チラシの配布及び掲示	協働人権課	「男性育休」に関する啓発リーフレットを作成し、庁内ネットワークを利用して職員に対して周知を行うとともに、厚生棟に掲示して、職員に啓発した。	-	厚生棟にリーフレットを掲示し、継続して啓発を行っている。
施策の方向② 男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の推進				
ホームページによる啓発 【再掲】Ⅱ-3-④	協働人権課	啓発資料(男女共同参画情報誌まい・ゆあ・せるふVol.13)を市のホームページに掲載し、男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の推進に関する啓発を行った。	-	男性育児休暇に関するフォーラム内容を掲載し啓発を行った。
職員啓発チラシの配布及び掲示【再掲】Ⅱ-3-④	協働人権課	「男性育休」に関する啓発リーフレットを作成し、庁内ネットワークを利用して職員に対して周知を行うとともに、厚生棟に掲示して、職員に啓発した。	-	厚生棟にリーフレットを掲示し、継続して啓発を行っている。
子育てママのおしゃべりサロン	生涯学習課	子育て支援グループ“アイセル”のボランティアのサポートによる子育て中の保護者の集いで、子育てにおける悩みの相談や保護者とおしの交流を図ることを目的に実施。 実施回数：11回 26人	-	事業を通して子育てのあり方について、参加者が意見交換できる場を設けた。
放課後児童会	生涯学習課	放課後に保護者が不在となる児童に、仲間と一緒に楽しく遊ぶ場を提供し、保護者と指導員が協力しながら、集団生活の中で、自主的・計画的、安全にすごすことができるよう生活習慣を養うことで、当該児童の健全な育成を図ることを目的として、市立小学校7校内で実施した。 在籍児童数：682名	181,901,303	放課後児童会業務を通して児童の健全な育成に寄与した。

こんにちは赤ちゃん事業	健康・医療 連携課	乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、心身の状況・養育環境等の把握や助言を行った。 対象:生後4か月頃までの乳児のいる家庭／実績:334戸	548,058	育児の不安解消の一助となった。
キッズくらぶ	健康・医療 連携課	教室参加を通して保護者の育児不安や育児負担などを軽減し、母子の健全育成を図ることを目的として実施した。 対象:1歳6か月児健康診査において保護者が育児上の困難感じている親子等 実績:5回×2コース 計10回 延人数63人	155,200	育児の不安解消の一助となった。
赤ちゃんルーム	健康・医療 連携課	交流の場を通して孤立化を防ぎ、育児支援を行うことを目的として実施した。 回数:6回／対象:生後7か月までの乳児等とその保護者／参加者:延人数81人	64,000	育児の不安解消の一助となった。
赤ちゃんクッキング	健康・医療 連携課	離乳食の正しい知識の普及を目的として開催した。 対象:4～6か月児を持つ保護者／実施回数:6回 延人数81人(保護者と赤ちゃん合わせて・内父の参加8人)	135,821	育児の不安解消の一助となった。
きらりキッズー子育てネットワークづくりの支援、子育て相談機能の充実一	こども施設 課	・市立幼稚園(3園)で毎月2回(8月を除く)幼稚園の一部教室や園庭などを利用し、幼稚園を地域子育てのコミュニティの場として事業を実施した。 ・子育て相談についても随時実施を図り、子育て環境の充実を図った。	-	未就園児とその保護者に対して、遊び場の提供と育児に関する相談に応じ、子育て家庭の孤立を防ぐ支援を行った。
延長保育	こども施設 課	保護者の就労形態の多様化、勤務時間等の増加に対応するため、延長保育を、市立第1・2・3・4保育所、ひかりこども園、ラミー保育園、惣社こども園、ふじの子保育園、ふじの子第二保育園、ななこども園、キングダム・キッズ 藤井寺、ふじみ保育園で実施した。	5,824,200	延長保育を実施することにより、就労支援を行った。
一時保育	こども施設 課	週2～3日のパート勤務や急病、葬祭等の緊急時に対応する一時保育を市立第1保育所、ひかりこども園、惣社こども園、ふじみ保育園で実施した。	14,871,169	保護者ニーズの多様化に対し、必要な支援を行った。

わんぱく広場	こども施設課	就学前の児童とその保護者を対象に、市立保育所とななこども園で、遊びや子育ての悩み相談などに対応した。	-	未就園児とその保護者に対して、遊び場の提供と育児に関する相談に応じ、子育て家庭の孤立を防ぐ支援を行った。
にこにこランド	こども施設課	就学前の児童とその保護者を対象に、市立道明寺こども園で、遊びや子育ての悩み相談などに対応した。	-	未就園児とその保護者に対して、遊び場の提供と育児に関する相談に応じ、子育て家庭の孤立を防ぐ支援を行った。
病後児保育事業	こども施設課 こども育成課	病気にかかった子どもの体調が落ち着いてきた後、保護者が仕事等で子どもを看られない時に、施設に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業を実施した。 ふじみ保育園において病後児保育（病後児対応型）を実施した。	7,314,900	こどもが病気の際、対象施設において保育することで、安心して子育てができる環境整備を図った。
育児の悩み電話相談・子育て「ほっと」ダイヤル	こども施設課	子育ての悩みを気軽に相談していただき、経験豊富な保育士が相談に応じた。	-	育児に関する相談に応じることができた。
ファミリーサポートセンター事業	こども育成課	市が設立したファミリーサポートセンターに、育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者が、会員として登録し、相互援助活動を行った。	2,736,151	安全な活動につながるよう研修を実施するとともに、依頼会員のニーズに対応できるよう、援助会員の確保に努めた。

子育てネットワークづくりの支援	子育て支援課	子育て支援団体と連携し、地域の子育てネットワークづくりを進めた。	-	市内のこども食堂等へ助成金等の情報提供支援を行った。
子ども家庭総合支援拠点事業	子育て支援課	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うもので、子ども家庭支援員及び虐待対応専門員を配置することで相談機能の強化を行い、相談支援の充実を図った。 また、令和6年4月に、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）と子育て世代包括支援センター（母子保健機能）を一体化した「藤井寺市こども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対する相談支援をより一層強化した。	15,336,080	子どもとその家庭及び妊産婦等の相談対応を行った。
地域子育て支援拠点事業	こども育成課	（一般型）5か所 子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進、子育て等に関する相談及び援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施した。	45,620,000	各拠点の特性を活かしたイベント等の開催、子育て相談の実施など、利用促進を図った。
カンガルー教室	子育て支援課	育児に関する心配事や不安について、保護者と一緒に考え、遊びの経験を通じて親子とともに、豊かな力を育てていけるよう支援した。	3,629,581	育児に対する不安の解消の1つとなっている。
子育てマップ	子育て支援課	これから子どもを出産される方や子育て中の方が安心して子育てができるよう、子育てに便利な情報をとりまとめた「子育てマップ」を作成した。幼稚園・保育施設等を通じて就学前児童のいる市内の家庭へ配付を行うとともに、市立小中学校に通う子どものいる家庭には、子育てマップのPRチラシを配付した。	-	子育て世帯のバイブルとして活用いただけるよう、毎年度情報を更新し、冊子の発行・配布に努めた。

施策の方向③ 男女共同参画の視点に立った高齢者介護施策の推進				
在宅訪問歯科事業	健康・医療連携課	歯の健康維持・回復の為に歯科医師と歯科衛生士が訪問により歯科検診及び診療を実施するもの。 延人数:0人	-	歯科医院の増加に伴い健康維持に係る一定の役割を達成したため令和6年度をもって事業終了とした。
一般介護予防事業	健康・医療連携課	一般介護予防事業として以下の事業を実施した。 ①介護予防講座 目的:介護予防に関する知識の普及・啓発を行う／対象:65歳以上の市民／実績:22回・延人数245人 ②介護予防手帳 目的:介護予防事業等の記録を記入し、対象者本人の自覚を促す／対象:介護予防事業の対象者等／実績:30冊 ③男性料理教室地域の会（わいわい親和会） 目的:介護予防に資する地域活動組織の育成・支援等を行う／対象:男性の健康料理教室を卒業した方／実績:4回・43人 ④お達者くらぶ 目的:介護予防に関する知識の普及、啓発に努め、主体的な健康増進を目指す／対象:65歳以上の市民／実績:44回・延人数277人 ⑤健康教育 目的:正しい知識の普及を図ることにより、健康の保持増進を図る／対象:65歳以上の市民等／実績:3回・48人 ⑥健康相談 目的:心身の健康に関する個別の相談に応じ、家庭における健康管理を図る／対象:65歳以上の市民／実績:125回・627人 ⑦訪問指導 目的:必要な指導を行い、心身機能の低下の防止と、健康の保持増進を図る／対象:65歳以上の市民／実績:0人 ⑧元気はつつクラブ 目的:要支援・要介護状態等となることを予防し、Q O L の向上を目指す／対象:65歳以上の市民／実績:8回・延人数105人 【令和5年度で終了】	-	一定の役割を果たしたため、高齢介護課が実施する事業に集約された。 （一部事業は健康増進事業として継続実施）

施策の方向④ 育児・介護等への男性の参画促進				
男性の健康料理教室・わいわい教室	健康・医療 連携課	食の基礎を学ぶことを目的として開催した。 実施回数:16回／対象者: 20歳以上の男性／参加者:延176人	212,427	参加者の調理技術と、健康への関心の向上が図られた。
重点項目 4 藤井寺市の男女共同参画の職場づくり				
施策の方向① 職員の男女共同参画意識の高揚				
事業名・取組名	担当課	事業内容・取組内容	決算（円）	事業の総評
職員啓発チラシの配布及び掲示 【再掲】Ⅱ-3-②	協働人権課	「男性育休」に関する啓発リーフレットを作成し、庁内ネットワークを利用して職員に対して周知を行うとともに、「男性育休」に関するポスターを令和6年3月に新調し、厚生棟に掲示し、職員に啓発した。	-	男性育休のポスターを継続して厚生棟に掲示している。
職員向け研修	学校教育課	・セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに関する苦情・相談窓口を設けるとともに、府教育委員会作成の「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために Q & A 集」を活用しての研修を実施した。 令和6年度相談件数：1件 ・職場におけるパワー・ハラスメントの防止および対応に関する指針〈平成23年2月〉、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針〈平成29年9月〉、職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針〈平成29年9月〉 学校へ周知徹底を図るよう指導した。	-	学校への周知徹底を図り、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止に努めた。
新規採用職員研修	人事課	実施方法：協働人権課職員による対面研修 テーマ：「男女共同参画社会について」 受講者：令和6年度新規採用職員15人	-	職員研修として本テーマを取り上げることは、その重要性を職員が認識するきっかけになると考えられるため、継続した取組が必要である。

施策の方向② 庁内推進体制の充実				
人権推進員の配置	協働人権課	市政のあらゆる業務を、男女共同参画を含め人権尊重の視点を持って推進していくため、40各課（室）に一人の人権推進員を配置し、男女共同参画の視点からの職場づくりに努めた。	-	人権推進員を各課で選出し研修会を実施。各課における人権尊重の視点を持った人材育成につとめた。
施策の方向③ 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進				
学校運営の意思決定の場への女性参画の推進	学校教育課	市内小中学校10校で女性校長（4名）女性教頭（2名）を登用している。また学校において学校運営への女性参画を推進した。	-	市内小中学校において学校運営への女性参画を推進することができた。
女性職員の登用促進 （令和7年4月1日現在）	人事課	以下のとおり登用した。 主幹以上 46人（男性102人）（令和7年4月1日現在） 令和6年度女性職員の昇任 部長級 0人、次長級 0人、課長級 3人、課長代理級 2人、主査級 8人 （令和7年4月1日現在）	-	女性職員の登用率（課長級以上）については、計画策定時（令和2年度）は23.6%であったが、令和6年4月1日時点では28.4%となっており、目標数値の30%には到達してはいないが、着実に目標数値に近づいている。

育児休業、介護休暇、産前休暇、子の看護休暇等の周知	人事課	育児休業・介護休暇・産前休暇、子の看護休暇等に関する条例及び規則を周知し、制度について啓発を推進し、取得の促進を図った。	-	藤井寺市特定事業主行動計画の計画期間は令和3年度から令和7年度までであり、性別にかかわらず活躍できる職場づくりに向けて現在も取組を展開している。この間、休業・休暇取得の促進や時間外削減等の取組を推進し、男性職員の育児休業取得率は令和6年度において75%に達し、目標数値の30%を達成するなど、一定の効果はあがっている。
男性職員の育児参加のための休暇の周知	人事課	出産に係る子については産後一年間、上の子については産前8週間、産後一年間の間で5日取得可能な制度について周知を行った。「男性職員の子育て制度の手引き」を作成し、周知を図った。	-	今年度に本計画の改定作業を行うこととなるため、本市の職場環境について現状の課題抽出・分析を改めて行った上で、より実効性のある計画づくりを行っていく必要がある。
藤井寺市特定事業主行動計画の推進	人事課	職員が子どもたちの健やかな育成に取り組むことができるよう、職場を挙げて支援していくため、次世代育成支援対策推進法に基づき平成19年2月に策定された藤井寺市特定事業主行動計画（令和3年4月）を推進するため、啓発資料の作成・配布等により、行動計画の内容を周知徹底した。 ○藤井寺市特定事業主行動計画の内容 （１）妊娠中及び出産後における配慮 女性職員の身体的負担等を考慮した職場環境の整備に努める。 （２）子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進 出産後の配偶者を支援するため、子どもの出生時における父親の休暇取得の促進を図る。 （３）育児休業等を取得しやすい環境の整備等 不安を感じることなく育児休業を取得できるように、代替要員等の措置について検討をすすめるとともに職場復帰への支援等の充実を図る。また、育児休業に関する制度や手続き等の情報提供を拡充する。 （４）時間外勤務の削減 子育てを職場としてサポートしていくという観点からも、さらなる削減を図る。 （５）休暇の取得の促進 年次休暇を取りやすくするため、計画的な年次休暇の取得の推進に取り組む。また、子の看護休暇等の特別休暇の取得促進を図る。	-	
時間外勤務削減の推進	人事課	職員の健康保持と勤労意欲の増進を図る観点から、以下の取組を行った。 ・時間外勤務の取り扱いは、1ヶ月45時間以下、1年間360時間以下であることの徹底の通知 ・所属長へ時間外執行状況表の通知	-	

職員向けの苦情・相談窓口	人事課	ハラスメントに関する苦情・相談窓口を人事課に設けるとともに、相談員を人事課、協働人権課、子育て支援課、教育総務課に所属する職員のうちから指名し、ハラスメントに関する苦情相談に対応した。加えて、庁内全体に向けてハラスメント防止に関する通知を行った。人事課長が必要と認めた場合は、苦情処理委員会を開催し、苦情処理委員会は当該事案を調査審議し、調査の結果、ハラスメントの事実が確認された場合、任命権者が加害者に対して懲戒処分を含む措置を行うこととしている。 また、職場内で相談できないハラスメントに関する被害の相談や通報ができるよう「ハラスメント外部相談窓口」を設置した。 令和6年度相談件数 0件	-	令和5年度外部相談窓口を設置し、相談しやすい体制づくりに向けて整備を行ってきた。潜在化している事案があることを想定し、今後は相談窓口の周知啓発により一層取り組んでいく必要がある。
ワーク・ライフ・バランスの啓発	協働人権課	職員向け啓発リーフレット「ワーク・ライフ・バランスの推進」を市役所庁舎の更衣室に掲示し、ワーク・ライフ・バランスについて啓発を行った。	-	ワークライフバランスのポスターを厚生棟に継続して掲示し啓発している。

男女共同参画推進講座	協働人権課	「みんなで知りたい女性のからだココロ」 性と生殖について女性が将来について自己選択するきっかけとなるよう啓発講座を行った。凍結卵子や子宮頸がん検診などの最新の話題についても触れる配信を実施した。 7月19日（金）13時30分～15時 オンライン／オンデマンド（終了後1か月） 子育て応援助産院あこホーム 佐藤阿子氏 オンライン参加人数 10人/オンデマンド申込人数10人	30,000	成人女性に対し最新情報を発信し自己選択ができるよう、性と生殖について学んでいただけたが、参加人数は少なかった。
セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止に向けた指導	学校教育課	年度当初、校園長研修会において指導。校内での相談体制を整えるとともに、周知を図るよう指導した。	-	校内での相談体制を整え、各ハラスメントの防止について教職員に周知することができた。

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる環境の整備				
重点項目 1 性の尊重と健康への支援				
施策の方向① 妊娠・出産等のライフステージに応じた心身の健康支援				
事業名・取組名	担当課	事業内容・取組内容	決算（円）	事業の総評
訪問指導	健康・医療連携課	心身機能の低下防止と健康の保持増進を図ることを目的として実施した。 対象:40～64歳の市民／実人数: 28人／延人数:40人	-	心身機能の低下防止と健康の保持増進につながった。
乳がん・子宮がん検診	健康・医療連携課	以下のとおり実施した。 ・乳がん:1,112人（集団検診）／138人（個別検診） ・子宮がん:68人（集団検診）／1,257人（個別検診）	18,684,437	がんの早期発見につながった。
健康教育	健康・医療連携課	「自らの健康は自らがつくる」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的として実施した。 集団健康教育:36回 414人	-	健康への関心が高まった。
健康相談	健康・医療連携課	生活習慣病の予防や改善に関する個別の相談に応じ、家庭における健康管理を図ることを目的として実施した。 対象:40～64歳の市民／実績:179回 277人	-	生活習慣病の予防や改善につながった。
住民健康診査	健康・医療連携課	特定健康診査の内容に加え、補助的に実施することにより、健康についての認識と自覚を高めることを目的に実施した。 対象:40歳以上の特定健康診査の対象者、及び後期高齢者医療健康診査対象者／受診者数:8,771人	38,419,337	健康への関心が高まった。
生活習慣病予防のための料理教室	健康・医療連携課	生活習慣病予防の基礎知識を身につけることにより、本人、家族の健康の保持増進を図ることを目的として開催した。 対象:20歳以上の市民／実施回数:8回／参加者:111人	238,379	健康の保持増進につながった。
母子健康手帳	健康・医療連携課	妊婦に母子の健全育成を図ることを目的として母子健康手帳を交付した。 届出数:390人	95,816	母子の健全育成の一助となった。
妊婦一般健康診査	健康・医療連携課	妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血やその他の合併疾患のチェックを行い、流産・死産・未熟児出生等を予防することを目的として実施した。 延人数4,244人	35,889,291	母子の健全育成の一助となった。

マタニティ（両親）教室 の開催	健康・医療 連携課	実習や講義を通して親としての意識を高め、母子の健全育成を図ることを目的として開催した。 対象:妊婦及びその配偶者／実施回数:10回／延人数:115人	64,000	育児の不安解消の 一助となった。
妊産婦・乳幼児保健指導	健康・医療 連携課	子育てをめぐる環境の変化に対応しつつ、育児不安の解消等の生活支援を行い、母子の健全育成を図ることを目的に実施した。 面接・電話:延人数4,743人／訪問(こんにちは赤ちゃん事業含):延人数1,123人	-	育児の不安解消の 一助となった。
乳児一般健康診査	健康・医療 連携課	乳児の疾病の早期発見を行うとともに乳児の健康の保持増進を図ることを目的として実施した。 受診者:334人	2,308,074	乳児の健全な育成 を図る一助となっ た。
乳児後期健診	健康・医療 連携課	乳児の疾病の早期発見や成長発達を確認することを目的として実施した。 受診者:331人	2,320,748	乳児の健全な育成 を図る一助となっ た。
4か月児健康診査の実施	健康・医療 連携課	4か月児の疾病の予防、早期発見・早期治療を図るとともに保護者に健康相談・保健指導を実施し、乳児の健全な育成を図ることを目的として実施した。 受診者:345人	1,191,505	乳児の健全な育成 を図る一助となっ た。
1歳6か月児健康診査	健康・医療 連携課	1歳6か月児の疾病の予防、早期発見・早期治療を図るとともに保護者に健康相談・保健指導を実施し、幼児の健全な育成を図ることを目的として実施した。 受診者:380人	2,441,084	幼児の健全な育成 を図る一助となっ た。
2歳6か月児歯科健康診査	健康・医療 連携課	う蝕の急増期である2歳6か月児及びその保護者に対し、う蝕等の歯科疾病の予防を図ることを目的として実施した。 受診者:集団健診343人	997,481	幼児の健全な育成 を図る一助となっ た。
3歳6か月児健康診査	健康・医療 連携課	3歳6か月児の疾病の予防、早期発見・早期治療を図るとともに保護者に健康相談・保健指導を実施し、幼児の健全な育成を図ることを目的として実施した。 受診者:393人	2,512,079	幼児の健全な育成 を図る一助となっ た。
経過観察健康診査	健康・医療 連携課	乳幼児健康診査や相談の結果、経過観察を必要とする乳幼児に対して健診・相談を行い、疾病の早期発見及び健全な育成を図ることを目的として実施した。 すくすく健診（身体）:157人／ふれあい相談（精神）:311人	1,394,071	乳幼児の健全な育 成を図る一助と なった。

妊婦歯科健康診査	健康・医療 連携課	妊娠中は体調や生活習慣の変化で、歯周疾患に罹患しやすくなるため、歯科健康診査を行い、予防や早期発見・早期治療を図った。 受診者数:136人	897,600	妊婦の健康管理の一助となった。
子育て世代包括支援センター	健康・医療 連携課	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して相談支援を行い、必要に応じて支援プランを策定し、関係機関と連携して包括的な支援事業を実施した。	10,188,990	包括的な支援の一助となった。
産婦健康診査	健康・医療 連携課	産後うつ予防、新生児への虐待予防等を図るために、出産病院等において、産後2週間と1か月の2回、問診・診察・エジンバラ産後うつ病問診票等を実施した。 延人数:634人	3,153,398	産婦の健康管理の一助となった。
産婦人科・小児科オンライン相談	健康・医療 連携課	妊娠期や子育て期の不安解消のため、気軽に産婦人科医、小児科医、助産師に相談できるようアプリやSNSを活用した相談体制の構築を図るとともに、子育て世帯向けの医療・健康情報の配信を行うために実施した。 利用件数：766件	3,168,000	子育て世帯の様々な不安解消の一助となった。
施策の方向② 喫煙・飲酒などによる健康被害の予防に関する啓発				
たばこの害の啓発	健康・医療 連携課	禁煙による健康増進を図るため、広報への記事記載やリーフレットを棚に設置するなどしてたばこの害について啓発活動を実施した。	-	たばこの害の啓発ができた。
妊娠届時の喫煙・飲酒のアンケート	健康・医療 連携課	妊娠届時のアンケートの項目で、飲酒(妊婦)、喫煙(妊婦と家族)の状況を確認し、該当する方には母体及び胎児への影響を説明し、禁煙・禁酒に向けての指導を実施した。 妊娠届出数:390人	-	妊婦の健康管理の一助となった。

施策の方向③ 性に関する情報提供と教育の推進				
広報紙による啓発	協働人権課	市広報紙の4月号で、若年層の性暴力被害を予防についての記事を取り上げた。	-	広報紙に掲載する事で被害予防の啓発及び相談先の紹介に努めた。
男女共同参画推進講座 【再掲】Ⅲ－１－①	協働人権課	「みんなで知りたい女性のからだとココロ」 性と生殖について女性が将来について自己選択するきっかけとなるよう啓発講座を行った。凍結卵子や子宮頸がん検診などの最新の話題についても触れる配信を実施した。 7月19日（金）13時30分～15時 オンライン／オンデマンド（終了後1か月） 子育て応援助産院あこホーム 佐藤阿子氏 オンライン参加人数 10人/オンデマンド申込人数10人	30,000	成人女性に対し最新情報を発信し自己選択ができるよう、性と生殖について学んでいただけたが、参加人数は少なかった。
性行為感染症等防止に向けた教育の推進	学校教育課	中学校の保健・道徳の授業の中で、エイズをはじめとする性行為感染症に関する正しい知識の普及・啓発を推進した。	-	保健・道徳の授業を通し、生徒に性行為感染症に関する正しい知識の普及・啓発を行った。
重点項目2 防災における男女共同参画の推進				
施策の方向① 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立				
事業名・取組名	担当課	事業内容・取組内容	決算（円）	事業の総評
防災対策への女性の参画の促進	危機管理室	地域防災計画へ避難所運営や災害復旧等への女性の参画を推進すること等を記載した。また、藤井寺市防災会議委員のうち、機関の推薦により委嘱する者について、女性委員の推薦を考慮するよう依頼した。	-	藤井寺市防災会議への女性委員参画や備蓄品の整備へ女性職員の意見を反映するなど、女性視点を取り入れた防災対策に取り組んだ。

男女共同参画の視点を入れた避難所運営	危機管理室	職員配備体制について、各避難所に1人以上女性を配置した。	-	各避難所に1人以上女性を配置し、女性の視点も取り入れた避難所運営に取り組んだ。
男女共同参画の視点を取り入れた備蓄品等の整備	危機管理室	防災ガイドブックの備蓄品及び非常持出し品の例として、女性が必要とする品目を掲載し、市の備蓄計画に基づき生理用品等の女性が必要とする備蓄品の整備に取り組んだ。	10,296	生理用品や液体ミルク等の備蓄に努め、家庭での備蓄について防災講習などを通じ自身の状況に合わせた品目を検討するよう知識の普及啓発に取り組んだ。
「相互支援ネット」への登録	協働人権課	男女共同参画センター（男女共同参画担当部局）の相互ネットワークを構築することにより、共助の円滑化を図るとともに、大規模災害発生時に全国から物資、人、情報等を集約し発信することで、被災地への確に物資等を提供し支援できる体制を整備することを目的とした「災害時の男女共同参画センター等の相互支援ネットワーク（相互支援ネット）」に登録した。	-	ネットワークによる情報収集や、相互支援ネット運用訓練に参加することで災害対策に取り組んだ。
施策の方向② 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災力の向上				
ホームページでの啓発	協働人権課	市のホームページにて、男女共同参画の視点からの防災の必要性について啓発を行った。	-	ホームページ上に継続して啓発・周知を行った。

重点項目3 あらゆる暴力の根絶 【DV防止基本計画】				
施策の方向① DVなどあらゆる暴力を許さない意識の啓発				
事業名・取組名	担当課	事業内容・取組内容	決算（円）	事業の総評
DV、セクシュアル・ハラスメント等防止に向けた研修の推進	学校教育課	DV、セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた教職員研修会を実施した。	-	研修等を通し、DV、セクシュアル・ハラスメント等の防止を教職員に周知することができた。
パープルリボンの配布	協働人権課	女性への暴力の根絶を訴えるパープルリボンを配布して啓発した。 配布場所：協働人権課窓口、市役所情報交流ひろば、男女共同参画ルーム、市民総合会館受付 郵便局（市内7か所）	-	パープルリボンを常時設置し、啓発に努めている。
パープルライトアップ	協働人権課	女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、女性に対する暴力根絶を願いパープルライトアップを行った。 （市役所庁舎）11月11日（月）～25日（月）17時～21時 （アイセルシュラホール）11月8日（金）17時～19時	-	公共施設をライトアップすることで女性に対する暴力根絶を啓発する事が出来た。
「女性に対する暴力をなくす運動期間」啓発パネル展	協働人権課	女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせ、女性に対する暴力防止啓発のためのパネル展を実施。 ※児童虐待防止を訴えるオレンジリボンと連携して実施。 場所：イオン藤井寺ショッピングセンター1階イベントスペース 実施日：11月5日（火）～19日（火）9時～17時30分	-	人通りの多い場所で実施することでより効果的な啓発を行うことができた。
「ストップ！DV・性暴力」パネル展	協働人権課	DVや性暴力について理解を深めるパネルを作成し、展示を実施した。 場所：イオン藤井寺ショッピングセンター1階イベントスペース 実施日：年3月7日（金）～16日（日）10時～20時	-	人通りの多いショッピングセンターで実施することでより効果的な啓発を行うことができた。

広報紙による啓発【再掲】Ⅲ-1-①	協働人権課	市広報紙の4月号で、若年層の性暴力被害を予防についての記事を取り上げた。	-	広報誌に掲載する事で被害予防の啓発及び相談先の紹介に努めた。
広報紙による啓発	協働人権課	市広報紙の「知ろう学ぼう人権」で、女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて11月号でDVを取り上げた。	-	広報に掲載し啓発を行った。
啓発シールの貼り付け	協働人権課	内閣府作成の「女性に対する暴力をなくす運動啓発シール」、「AV出演被害防止啓発シール」を公共施設のトイレに設置して、啓発及び相談先を周知した。 設置場所：市役所本庁、市民総合会館本館別館、図書館、体育館、アイセル シュラ ホール	-	各施設のトイレ室内や施設のカウンターに啓発シールを設置し周知した。
DV啓発動画の配信	協働人権課	DVについて、藤井寺市公式YouTubeチャンネルにて動画配信を行った。	-	継続配信し、通年視聴ができるようにしている。
施策の方向② 加害者も被害者も生まないための取組の検討				
デートDVや買春等防止に向けた教育の推進	学校教育課	授業等において、正しい知識の指導や適切な情報を理解するための啓発活動を推進した。	-	児童生徒の被害防止のため、授業等において啓発活動を推進した。
デートDV出前講座の提供	協働人権課	若年層へのDVに対する理解向上を図るために、若年層の間で問題となっているデートDV（交際相手からのDV）についての出前講座を実施した。 日時：①10月29日（火）13時30分～14時20分：道明寺中学校3年生：123人 ②11月26日（火）11時30分～12時15分：第三中学校2年生：194人 ③2月18日（火）14時10分～14時55分：藤井寺中学校2年生：170人 講師：女性相談支援員 実施形態：対面	-	市内3中学校で出前講座を行った。人との関わり方や境界線について学ぶ事ができたとの意見が多く学生たちの満足度は良好であった。

デートＤＶの予防啓発	協働人権課	若年層へのデートＤＶ予防のため、デートＤＶに関してホームページで周知を行い、二十歳の集いにて当該ホームページを案内した。	-	ホームページ上に継続して周知・啓発を行った。
施策の方向③ 相談窓口の充実・周知および相談体制の強化				
相談カードの設置	協働人権課	「カード女性相談窓口の案内カード」を公共施設の女性用トイレに設置して、相談先を周知した。 設置場所：市役所、市民総合会館本館別館、図書館、体育館、アイセル シュラ ホールの女性用トイレ	-	各施設のトイレ室内や施設のカウンターに啓発シールを設置した。
啓発シールの貼付け【再掲】Ⅲ-3-①	協働人権課	内閣府作成の「女性に対する暴力をなくす運動啓発シール」、「AV出演被害防止啓発シール」を公共施設のトイレに設置して、啓発及び相談先を周知した。 設置場所：市役所本庁、市民総合会館本館別館、図書館、体育館、アイセル シュラ ホール	-	各施設のトイレ室内や施設のカウンターに啓発シールを設置した。
人権悩みの相談室の開設	協働人権課	暮らしの中で起こる人権、女性の人権に関する問題や悩みに専任の女性相談員が対応した。 日時：毎週月・火・水・金・土曜日（祝日含む）9時～12時・13時～16時 /開設場所：市民総合会館本館3階男女共同参画ルーム内相談室／相談件数：延289件（内DV相談117件） 【特設相談】 日時：（男女共同参画推進講座に合わせて実施）：2月23日（日）13時～16時 /相談件数：0件 （女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて夜間相談を実施）：11月15日（金）.22日（金）18時～21時/相談件数0件	3,502,314	人権相談の利用数は横ばいである。夜間などの特設相談に関しては利用者がなく、今後、周知方法なども課題でもある。
女性相談窓口の開設	協働人権課	DVをはじめとする困難を抱える女性の相談に専任の女性相談員が対応した。 日時：毎週月・火・木曜日（祝日除く）10時～12時・13時～17時／開設場所：市役所1階相談室／相談件数：延361件（内DV180件）		相談者が増加しているため、相談日を増設した。今後も周知を行い困難な問題を抱える女性への支援につなげる。

生理用品の無償配布を契機とした相談事業	協働人権課	課題を抱えている女性を適切な相談支援につなげる一助となることを目的として、災害用の備蓄品を活用し、生理用品の無償配布を契機とした相談事業を実施した。 配布場所：人権悩みの相談室、女性相談窓口、社会福祉協議会／配布人数：延40人（内相談につながった人数：延7人）	-	相談につながった事例があるため、今後も窓口の周知を継続して行っていく。
女性相談窓口の女性相談支援員の研修会等参加への支援	協働人権課	女性相談支援員が相談ノウハウを高めるために各種研修会に参加した。 ・大阪府女性相談センター主催「女性相談支援員会議」年3回の参加（女性相談支援員1人参加） ・大阪府主催「困難な問題を抱える女性・DV被害者等の地域支援者養成講座「シンポジウム」」の参加（女性相談支援員1人）	-	研修会に参加する事で、相談員のスキル向上につながり、相談者への効果的な支援につなげる事ができた。
人権悩みの相談室相談員の研修会参加への支援	協働人権課	人権悩みの相談室の相談員およびDV所管課担当職員が相談ノウハウを高めるために各種研修会に参加した。 ・大阪府主催「困難な問題を抱える女性・DV被害者等の地域支援者養成講座」の参加（職員1人） ・大阪府主催「大阪府人権総合講座後期」科目選択（職員3人、相談員2人参加）	-	研修会に参加する事で、相談員のスキル向上につながり、相談者への効果的な支援につなげる事ができた。
施策の方向④ 被害者の保護と自立支援				
関係部署・関係機関と連携した被害者支援の実施	協働人権課	被害者一人ひとりに応じて、大阪府女性相談センターや庁内担当課、女性相談窓口、人権悩みの相談室と連携し、被害者の保護や自立に向けた支援を行った。	-	庁内の関連部署と連携し、自立に向けた支援を相談ケースに応じて行った。

施策の方向⑤ 庁内関係課や関係機関とのネットワークの強化				
人権相談ネットワーク会議の設置及び開催	協働人権課	各種相談における庁内の連携協力体制を図るため、人権相談ネットワーク会議を開催した。	-	庁内関連部署と連携体制について協議した。
被害者支援に関わる関係機関との連携	協働人権課	関係機関が集まる会議として、「DV相談事業関係者会議」に参加すると共に、被害者の安全確保や一時保護が必要とされる場合、警察署や大阪府女性相談センター、大阪府富田林子ども家庭センターと連携して被害者支援を行った。	-	被害者の社会復帰に向けた支援のため各関係機関と共に会議に参加した。

3. 計画推進の指標の進捗状況

項 目	策定時	実績値	目標値
		令和6年度	
審議会等への女性委員参画率	26.4% (令和2年3月31日)	30.0% (令和7年3月31日)	35.0%
管理職（課長級以上）に占める女性職員の割合	23.6% (令和2年4月1日)	28.8% (令和7年4月1日)	30.0%
男性職員の育児休業取得率	9.1% (令和元年度)	75.0% (令和6年度)	30.0%

審議会等女性委員比率(令和7年3月31日現在)

○地方自治法第202条の3に基づく委員会

名称	担当課	委員数(人)	内女性数(人)	比率(%)
防災会議	危機管理室	29	2	6.9
国民保護協議会	危機管理室	27	0	0.0
行政不服等審査会	総務課	5	2	40.0
公共施設マネジメント検討委員会	FM推進課	0	0	－
複合施設整備検討委員会	FM推進課	0	0	－
病院跡地活用検討委員会	FM推進課	8	3	37.5
指定管理者候補者選定委員会	行財政管理課	0	0	－
総合計画審議会	戦略調整課	7	3	42.9
職員倫理委員会	人事課	5	2	40.0
特別職報酬等審議会	人事課	0	0	－
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等認定委員会	人事課	5	0	0.0
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等審査会	人事課	3	1	33.3
住居表示審議会	市民課	0	0	－
人権を守るまちづくり審議会	協働人權課	10	6	60.0
男女共同参画推進審議会	協働人權課	10	5	50.0
市民協働推進委員会	協働人權課	10	4	40.0
いじめ問題再調査委員会	協働人權課	0	0	－
環境保全審議会	環境衛生課	8	2	25.0
障害者介護認定審査会	福祉総務課	16	3	18.8
保健福祉計画推進協議会	福祉総務課	16	9	56.3
民生委員推薦会	福祉総務課	10	4	40.0
介護認定審査会	高齢介護課	30	12	40.0
地域密着型サービス運営委員会	高齢介護課	7	3	42.9
地域包括支援センター運営協議会	高齢介護課	7	3	42.9
老人ホーム入所判定委員会	高齢介護課	7	2	28.6
国民健康保健運営協議会	保険年金課	14	4	28.6
子ども・子育て会議	子育て支援課	10	8	80.0
児童福祉審議会	子育て支援課	5	3	60.0
市立休日急病診療所運営委員会	健康・医療連携課	11	3	27.3
健康づくり推進協議会	健康・医療連携課	19	8	42.1
予防接種健康被害調査委員会	健康・医療連携課	7	2	28.6
健康増進計画・食育推進計画策定委員会	健康・医療連携課	9	5	55.6
都市計画審議会	都市デザイン課	14	2	14.3
景観審議会	都市デザイン課	9	0	0.0
空家等対策協議会	都市デザイン課	9	1	11.1
市立小中学校通学区区域審議会	学校教育課	0	0	－
市立学校教科用図書選定委員会	学校教育課	0	0	0.0
いじめ問題専門委員会	学校教育課	3	0	0.0
藤井寺市地域部活動あり方検討委員会	学校教育課	11	1	9.1
文化財保護審議会	文化財保護課	8	2	25.0
史跡古市古墳群整備検討委員会	文化財保護課	6	2	33.3
生涯学習審議会	生涯学習課	12	5	41.7
市立小・中学校体育施設開放事業運営委員会	スポーツ振興課	10	3	30.0
スポーツ推進審議会	スポーツ振興課	9	3	33.3
市民間保育施設設置・運営事業者選考委員会	こども施設課	5	2	40.0
計		391	120	30.7

○地方自治法第180条の5に基づく委員会

名称	担当課	委員数(人)	内女性数(人)	比率(%)
教育委員会	教育総務課	5	2	40.0
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	8	4	50.0
公平委員会	公平委員会事務局	3	1	33.3
監査委員	監査委員事務局	2	0	0.0
農業委員会	まちとみどり保全課	18	2	11.1
固定資産評価審査委員会	固定資産評価審査委員会事務局	3	0	0.0
計		39	9	23.1

<全体>

委員数	内女性数	比率(%)	前年度(%)
430	129	30.0	29.7

資料 1 - 2

令和6年度男女共同参画関連購入図書

	タイトル	著者	出版社
1	傷ついたあなたへ わたしがわたしをたいせつにすること DV トラウマからの回復ワークブック	NPO法人レジリエンス	梨の木舎
2	傷ついたあなたへ2. わたしがわたしを幸せにすること DVト トラウマからの回復ワークブック	NPO法人レジリエンス	梨の木舎
3	夫と心が通わない カサンドラ症候群で笑えなくなった私が離婚する までの話	アゴ山/鳥頭ゆば	KADOKAWA
4	災害と性暴力	Nursing Today ブックレッ ト編集部編	日本看護協会出版
5	時給7000円のデリヘル嬢は80万円の借金が返せない	つばき	ころから
6	安全に狂う方法	赤坂 真理	医学書院
7	ルポ・子どもへの性暴力	朝日新聞取材班	朝日新聞出版
8	戻れないけど生きるのだ 男らしさのゆくえ	清田 隆之	太田出版
9	わたしたちは無痛恋愛がしたい～鍵垢女子と星屑男子とフェミおじさ ん～ (1)	瀧波ユカリ	講談社
10	わたしたちは無痛恋愛がしたい～鍵垢女子と星屑男子とフェミおじさ ん～ (2)	瀧波ユカリ	講談社
11	わたしたちは無痛恋愛がしたい～鍵垢女子と星屑男子とフェミおじさ ん～ (3)	瀧波ユカリ	講談社
12	わたしたちは無痛恋愛がしたい～鍵垢女子と星屑男子とフェミおじさ ん～ (4)	瀧波ユカリ	講談社

令和6年度以前の図書については市ホームページからも確認できます。

[https://www.city.fujiidera.lg.jp/soshiki/shiminseikatsu/kyou
doujinken/danjokyodosankaku/room.html](https://www.city.fujiidera.lg.jp/soshiki/shiminseikatsu/kyou
doujinken/danjokyodosankaku/room.html)



令和 7 年度 男女共同参画推進事業の取組予定

※★は実施済事業

1. 啓発事業

(1) 男女共同参画フォーラム (★)

男女共同参画について理解を深めるため、女性が少ない落語界で自分らしく活躍する講師を迎えてインタビュー形式の講演会と落語を実施した。

【テーマ】わたしらしく活躍するために～女流って何なん？～

【講 師】桂 二葉 さん (落語家)

【日 時】6 月 1 日 (日) 14 時～15 時 30 分

(2) 男女共同参画推進講座 (開催決定分)

詳細は、チラシのとおり

(3) 女性に対する暴力に関する取組

①デートDV出前講座

若年層へのDVに対する理解向上を図るために、若年層の間で問題となっているデートDV (交際相手からのDV) についての出前講座の実施を働きかける。

【対 象】市内中学校・高等学校の生徒

②広報紙 (11 月号)

女性に対する暴力について理解促進を図るため、11 月 12 日～25 日の女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、「知ろう 学ぼう 人権」のコーナーで啓発記事を掲載する。

③パネル展

女性に対する暴力防止啓発のためのパネル展を実施する。

【日 時】11 月と 3 月に実施予定

【場 所】未定

④パープルライトアップ

女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、パープルにライトアップする。

【日 時】11 月予定 17 時～21 時

【場 所】市役所本庁舎

⑤夜間相談

女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、人権悩みの相談室を夜間に開設し、電話相談に対応する。

【日 時】11 月予定 18 時～21 時

(4) その他啓発

①広報紙 (★)

(4 月号) 4 月の「若年層の性暴力被害予防月間」に合わせて、性的同意についての啓発記事を掲載した。

(6 月号) 男女共同参画について理解促進を図るため、6 月 23 日～29 日の「男女共同参画週間」に合わせて、市広報紙にて男女共同参画特集記事を掲載した。

②男女共同参画情報紙 (★)

情報紙「まい・ゆあ・せるふ Vol.14」を講座や講演会にて配布および市役所ロビーや窓口等に配架した。

2. 相談事業

(1) 人権悩みの相談室

女性の人権をはじめとする様々な人権に関する悩みについて、当事者自身による主体的な課題解決に向けて相談事業を実施する。

【開設日時】毎週月・火・水・金・土曜日（祝日含む）9 時～12 時・13 時～16 時

※11 月、12 月に特設相談を実施予定

【相談形態】面接、電話、出張、寄り添い等

(2) 生理用品の無償配布を契機とした相談事業

課題を抱えている女性を適切な相談支援につなげる一助となることを目的として、災害用の備蓄品を活用し、生理用品の無償配布を契機とした相談事業を実施する。

【配布場所】人権悩みの相談室、社会福祉協議会

(3) 女性相談窓口

夫婦関係や DV、生活苦など女性の悩みについて、課題解決に向けて女性相談員による相談事業を実施する。令和 6 年度より困難女性法の施行に併せて相談体制を強化した。

【開設日時】毎週月・火・木曜日（祝日除く）10 時～12 時・13 時～17 時

【開設場所】市役所 1 階相談室